



発行：公益財団法人 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター 令和8年1月号

民暴弁護士の寄稿文

【預金口座の売買】

寄稿者
弁護士 青山隆治

1 はじめに

特殊詐欺被害のニュースが毎日のように流れています。その特殊詐欺で重要なツールが預金口座です。特殊詐欺グループは、被害者からだまし取ったお金を振り込ませる先の口座を大量に必要とします。そこで、預金口座売買を通して、足が付きづらい他人名義の口座を確保します。

この特殊詐欺グループに利用される形で、「自分が使わない口座を人に譲るだけ」「謝礼が貰える」といった理由から、気軽に預金口座売買に関与してしまう方が後を絶ちません。

ところが、安易に預金口座売買にかかわると、その結果は悲惨なことになるかもしれません。預金口座売買（名義貸しも含みます。）は、特殊詐欺でだまし取ったお金の振込先などに利用されるほか、マネー・ローンダリング（犯罪収益などの資金洗浄）に利用されるため、関与した場合の責任は非常に重いものがあるからです。

以下のような責任が生じることが考えられます。

2 刑事的な責任

(1) 犯罪収益移転防止法違反（同法28条）

自分名義や他人名義の通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのログインID・パスワードを第三者に譲り渡す行為、譲り受ける行為をすると、1年以下の拘禁刑もしくは百万円以下の罰金、または両方が科される可能性があります。

(2) 詐欺罪（刑法246条）

他人に譲り渡す目的での口座開設や他人や架空名義での口座開設は、金融機関をだまして口座を取得するものとして詐欺罪に問われる可能性もあります。詐欺罪の法定刑は10年以下の拘禁刑です。

3 民事的な責任

預金口座が売買され、その口座が特殊詐欺などの犯罪に悪用された場合、口座を売却した人は、不法行為責任（民法709条）を負う可能性が高いです。

民法709条には、故意又は過失によって他人の財産・権利を侵害した者はこれによ

って生じた損害を賠償する責任を負うとされています。

特殊詐欺などの被害者は、この規定をもとに、預金口座を売却（提供）した人に損害賠償請求をする例が多くなっています。

この請求を受けた人は、「詐欺に預金口座が利用されることまではわからなかった」「（犯罪組織に）半ば強制的に預金口座を提供させられた」といった理由で責任を否定する弁解をしたくなるかもしれません。実際に民事訴訟で、そのような主張がされる例があります。

しかし、裁判所は、次の①～⑤の理由で賠償責任を認める例が多いです。

- ① 預金口座の存在は、特殊詐欺の成立に不可欠なものである。
- ② 預金口座を詐欺の振込先として利用できる状況は、客観的に見て特殊詐欺を帮助するものである。
- ③ 詐欺や闇金業者等による預金口座が大きな社会問題となっている。
- ④ 預金口座を提供する行為は、犯罪につながりかねないものであることは社会常識である。
- ⑤ 口座提供をすれば不正に利用されることを認識できたから、漫然と提供する行為は少なくとも過失があって特殊詐欺行為を帮助したものといえる。

以上から、「知らなかつた」という弁解は通用しにくく、賠償責任が認定される傾向にあると思って下さい。

また、特殊詐欺の振込先として利用された口座には数千万円ものお金が振り込まれることがありますが、殆どのお金は被害者に戻りませんから、その額がそのまま被害額になります。その数千万円もの賠償しなければならないことを考えると、口座売却がとても割に合わない行為であることが理解できると思いません。

4 将来の預金口座開設の制限

口座売買に関与して刑事事件の当事者となったり、提供した預金口座が犯罪等に利用されたことなどが金融機関側に判明すると、その後の預金口座開設に支障を来すことがあります。金融機関は、そのような人から口座開設を申し込みを謝絶することが認められているからです。

預金口座を持てないことは日常生活や就労に支障を来すことは間違ひありません。

5 おわりに（繰り返します）

預金口座を他人に売ったり貸したりする行為は、特殊詐欺やマネーロンダリングに加担することに直結し、刑事・民事の重い責任を負うことになりかねません。また、一度関与してしまうと、将来にわたり預金口座が作れなくなるなど、生活や就職に重大な支障が生じるおそれがあります。

「簡単にお金が手に入る」と誘われても、絶対に応じないようにしましょう。

以上

寄稿者

〒336-0017

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目 39 番 18 号 第六大雄ビル4階 A
弁護士法人 Monte 南浦和法律事務所

電 話：048-866-9708

弁護士 青山 隆治

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.203」から転記したものです。